

稲沢市給食基本計画策定委員会運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、稲沢市給食基本計画策定委員会設置要綱（令和元年5月15日）に定めるもののほか、稲沢市給食基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(議事録の作成)

第2条 委員会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 委員会の議事録は、委員長の承認を得て確定する。

(会議の公開)

第3条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長が特に認めるときは、委員会に諮って公開しないことができる。

(会議の傍聴)

第4条 会議の傍聴を希望する者は、会場で受付をし、係員の指示に従い会場に入室するものとする。

2 傍聴の受付は先着順で行い、10名になり次第受付を終了するものとする。

3 傍聴者は、次に掲げる事項を守らなければならない。

(1) 会議開催中は、静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。

(2) 騒ぎ立てるなど、議事の妨害をしないこと。

(3) 会場において、飲食及び喫煙をしないこと。

(4) 会場において、委員長の許可なく会議の様態を撮影し、又は録音等を行わないこと。

(5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。

4 傍聴者が前項の規定を守らないときは、委員長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

この要領は、令和元年9月24日から施行する。